

コメント回答票(1)

令和3年9月9日 三菱原子燃料株式会社

No.	コメント	コメントへの回答
0826-1	1-1 一般公衆の防護について、限度以下になるよう何を見ているのか？(周辺監視区域での線量管理だと思うが) 関係する条文を「保安規定関連条項」に記載すること。	拝承 関係する条文を記載します。
0826-2	2-1~2-11 核的制限値に係る別表第1-3関連の記載は、表の内容の要約ではなく、表の抜粋で記載すること。	拝承 表の抜粋を記載します。
0826-3	2-1~2-11核的制限値に係る別表第1-3関連の記載で、抜粋済のものについて「代表例」と「記載例」等の用語が統一されていないので、標記を合わせること。	拝承 記載例で統一します。
0826-4	2-1 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。」について、保安規定関連条文及び関連下部標準等に適切に記載されていない。	拝承 以下の文言を保安規定第35条及び下部規定(臨界安全管理要領)に記載します。 「質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた…」
0826-5	2-2 ロータリーキルンに仮焼時間の記載が無いのは設工認申請書のとおりという認識で良いか。	ご認識のとおりです。
0826-6	2-2 乾燥温度、乾燥時間の根拠について説明すること。	拝承 ・研削屑乾燥機(工場棟)と研削屑乾燥機(加工棟)は含水したUO ₂ スラッジを減速度制限値H/U=0.5(含水率1.6wt%)以下とするための乾燥温度、乾燥時間となります。(設工認に記載、6次申請5612ページ、2次申請添I-314ページ) ・ロータリーキルンは、処理するADU粉末又はU3O ₈ 粉末が減速度制限値H/U=0.5(含水率1.6%)以上に含水していても500℃以上の温度環境であれば、ロータリーキルン内の滞留時間が10分(通常の滞留時間は30分程度)で減速度制限値H/U=0.5(含水率1.6%)以下を満足します。(設工認に記載、6次申請5610ページ) ・仮焼炉は処理するUO ₄ 粉末をU3O ₈ 粉末(H/U=0.5(含水率1.6wt%)以下)とするための、仮焼温度、仮焼時間となります。 ・スクラップ仮焼炉(仮焼部)は処理するADU粉末をU3O ₈ 粉末(H/U=0.5(含水率1.6wt%)以下)とするための、仮焼温度、仮焼時間となります。
0826-7	2-6の関連条項について「記載例」等の記載が抜けているのではないか。確認すること。	拝承 当該箇所「記載例」を追記するとともに、他の箇所につきまして確認し追記します。ただし、該当部分が全て記載している場合は「記載例」は記載しません。
0826-8	2-10、2-11 別表第2については、別表第2第1項まで記載が必要である。同様の記載について全体を再確認すること。	拝承 別表第2第1項まで記載するとともに、再確認します。
0826-9	3-1の許可部分の記載は外表面2μSV/hの許可該当部分を具体的に抜粋すること。	拝承 「加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容」の欄に当該部分を記載します。
0826-10	3-1 10・別表第13-1の「最大貯蔵能力」と「最大貯蔵数量」の使い分けについて説明すること。・別表第13-2中の「-」の意味について説明すること。	拝承 「最大貯蔵能力」と「最大貯蔵数量」につきまして、特に使い分けておりませんので、「最大貯蔵能力」に統一します。 「-」につきましては、当該貯蔵施設で再生濃縮ウランを貯蔵しないことを表しているため、その旨脚注に追記します。
0826-11	3-2・「管理総括者は…設定する。」はどこに記載するのか不明確。・空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度等が基準値を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する旨の記載がない。	拝承 以下の文言を保安規定及び下部規定に記載します。 「管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が3.0×10 ⁻⁷ Bq/cm ³ を超えるおそれのある場所、または、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm ² を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)~(8)に示す区域とする。」
0826-12	3-3、4-5は別表7及び別表8の抜粋でいいので、許可でいう外部放射線の線量、表面密度、空気中の濃度を監視・管理していることを示すこと。(意図は、資料だけ見て許可事項を満足していることが分かるようにしたい)	拝承 別表7、別表8を添付します。
0826-13	3-3 保安規定第70条の条文は、許可でいう「材料証明書により」を追記すること。	拝承 第70条第3項を以下の記載とします。 「3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書により、別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。」
0826-14	4-3 関連下部標準等に記載の5.2(1)⑤の文章のつながりが変なので、再確認すること。	拝承。 下部規定(放射線安全作業要領)を以下の記載とします。 「安全管理課長は、一部再循環給気を行う排気系統について、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合、設備技術課長へ再循環給気を止めるよう連絡する。設備技術課長は、再循環給気を止め、手動によりワンスルー方式に切り換える。」

No.	コメント	コメントへの回答
0826-15	4-6 事故時のウランの飛散するおそれのある部屋での負圧維持について、「可能な限り管理する」とあるが、①「事故時のウランの飛散するおそれのある部屋」の定義は何か。②「可能な限り」とは具体的にどこまで頑張る方針なのか。 については、保安規定なので明確にすること。（標準書の方で明確化していても良い）	<p>拝承</p> <p>①事故時のウランの飛散するおそれのある部屋は、ウラン粉末を非密封で扱う部屋のことです。転換工場：原料倉庫、転換加工室、第2核燃料倉庫、除染室・分析室：作業室(2)、成型工場：ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室、加工棟成型工場：ペレット加工室、ペレット貯蔵室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、燃料棒溶接室、第3核燃料倉庫：作業室(1)、貯蔵室(1)、貯蔵室(2)になります。</p> <p>②下部規定を以下のように修正します。</p> <p>「設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても他の排気系統で当該室内を排気し、負圧を維持するよう可能な限り管理する。」</p>
0826-16	4-6 保安規定では「各課長は」となっているが、下部標準では「設備技術課長は」となっている。他でも同様の記載となっている箇所があるので、全体を再確認すること。	<p>拝承</p> <p>保安規定及び下部規定の記載を修正するとともに、全体を再確認します。</p>
0826-17	4-7 許可の「ウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理」に該当する規定はないのか。（許可は「飛散又は漏えいがないよう管理する」なので、「漏えいがないよう努める」のみだと不十分。）設工認では、液位高警報の吹鳴後に、運転員が手動で対処するとしていた設備があった。	<p>「飛散又は漏えいがないように管理する。」に修正します。</p> <p>液位高検知警報設備発報時の対応は、変更申請を行った第76条第2項に記載しています。</p>
0826-18	5-2 第82条では「可搬式発電機」、別表第20では「ポータブル発電機」と表記が違う。	第82条を「ポータブル発電機」に修正します。
0826-19	5-2 非常時用器材と防災資機材の用語の使い分けについて説明すること。	<p>記載の仕方として「非常時の措置」で言う場合は「非常時用器材」、初期消火で主に使用するものは、「初期消火用資機材」、六フッ化ウランの漏えい対応で主に使用するものは「UF6漏えい対応用器材」その他の資機材も含めて「防災資機材」としてあります。</p>
0826-20	5-2 保安規定別表第20、関連下部標準の別表、別表1の違いについて説明すること。	同一の表となります。
0826-21	5-4 可燃物を保管管理する場合（1.1内部火災(4)②(ロ)）について、「保管時の量の管理」の視点に係る記載が追加すること。 ※（イ）にある可燃物の「持ち込み時の量」とは別、標準書の方に「保管時の量の管理」は書いてあるので、その内容が保安規定の方でも読めれば良い。	<p>拝承</p> <p>添付1を「管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。」に修正し、下部規定</p>
0826-22	5-4 管理区域内への可燃物の持ち込みに関して、必要な数量を規定していない理由について説明すること。保管管理についても同様。また、離隔距離の根拠について説明すること。	<p>管理区域への可燃物の持ち込みに関しては以下となっております。</p> <p>必要な数量は3次文書で「当該作業場所で使用する1週間分」としてあります。こちら明確な数量ではないですが、各作業場所が必要量が違うことから、このような記載としています。</p> <p>保管する場合は量、場所、方法の3つの方法を組み合わせることとして、量は使用する1週間分、場所は離隔距離、方法は難燃材等で覆うとしていますが、実際は金属容器や金属で覆う等の処置をとっています。</p> <p>離隔距離は、火災予防条例の離隔距離から引用しています。炉の離隔距離は開放炉で使用温度が800℃以上のものは、上方250cm、側方200cm、前方300cm、後方200cmと定められており、これを用いるにあたって最大の300cmとしました。乾燥器（火災予防条例は「乾燥設備」）も同様で最大の100cmを用いています。これら下位文書を関連下部規定等の欄に記載します。また、可燃物の持ち込み量については、火災影響評価を満足することを明確にするため、下部規定に可燃物量を超えて可燃物を持ち込まない旨を追加します。</p>
0826-23	5-5 関連下部標準等の5.（1）④では、「同一エリア内のウランを取り扱う設備を停止する。」と記載されているが、許可、保安規定の記載から「同一火災区域内の設備・機器を停止する。」との記載とすべきではないか。	<p>拝承</p> <p>「同一火災区域内の設備・機器を停止する」に修正します。</p>
0826-24	5-8 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容で削除された記載は、設工認側で記載する整理と理解しているがよいか。	設工認側で変更されております。
0826-25	5-9 許可添5 336の記載について、未だに「保安規定において、許可の当該336（現場活動隊の動き）の記載内容が、保安規定又は標準書に定めている」という事が読めない。許可の記載が保安規定（又は下部文書）に定めてあるとが、保安規定を読んで分かる必要がある。これについては、5-10の保安規定関連条項に記載されている第80条を記載しないと、現場活動隊の位置付けが分からない。	<p>拝承</p> <p>保安規定第80条（非常時対策組織）を追加します。</p>
0826-26	5-10 可燃物の持ち込みに係る記載については「5-4で説明していること」が分かるよう注記をいれること。（現状の記載だと対応漏れに見える）	<p>拝承</p> <p>注記を入れ、修正します。</p>

No.	コメント	コメントへの回答
0826-27	5-10 「2つ以上のアクセスルート」が「平常時は安全通路、作業通路」であることが不明確だが問題無いか。	<p>アクセスルートは安全通路、作業通路となっており「物を置かない」ことし、常に確保された状態となっていますので、アクセスルートとして問題ありません。なお、アクセスルートはSTD-SC1321-02「消火活動手順」に図示されており、記載例として下部規定の欄に追加します。</p> 
0826-28	5-12 ポータブルの水素ガス検知器で漏えいを確認する行為は許可や設工認のどこの約束をもってきているのか明確にすること。また、ポータブルの水素ガス検知器の話が標準書に見れないが、これで良いのか認識を説明すること。	<p>拝承 ポータブルの水素ガス検知器については、設工認6次申請P5674に記載しています。 また、下部規定（火災防護活動標準）に規定し、関連下部標準等の欄に記載します。</p>
0826-29	5-15 宿直当番者（夜間・休日当番者）と警備員の防災組織員への任命について、許可だとそれぞれ1名ずつと約束しているが、保安規定の新規条文だと、それぞれではなく警備員2名でも良いという解釈ができるが問題無いか説明すること。必要に応じて、それぞれ1名ということを確認に記載すること。工施設本体が停止している場合で、常駐する者が2名ではなく2名以上となるケースについて説明すること。	<p>それぞれなので「夜間・休日当番者及び警備員」に修正します。 また、2名以上となるケースは、休日に業務で出勤している防災組織員がいる場合に限られます。</p>
0826-30	5-15 保安規定の条文にある「休日・夜間を含め加工施設全体が停止している場合は、」という文言について、同様な意味の文言が許可に見れないが、この記載の意図を説明すること。	<p>拝承 「休日・夜間を含め」を削除します。</p>
0826-31	5-15 許可でいう「警備員2名のうち1名が常時警備所に待機して常時警報発報を確認できる状態である」の記載が保安規定上で読めないのを追記すること。	<p>拝承 「夜間・休日当番者及び警備員」に修正します。</p>
0826-32	5-15 許可でいう「警備員による119通報等・・・」の記載が保安規定上で素直に読めない。恐らく「初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。」に含んでいると思うが、この理解で良いか？ ⇒良い場合、①この記載だと宿直当番者への連絡とエマージェンシーコールは良いが、119番通報は含んでいないのではないかと（消防士は初期消火要員ではない）②初期消火活動を行う要員に警備員が含まれるという解釈だと、2人の警備員と初期消火要員の任命に係る関係性が不明なので説明すること。（通報する警備員は初期消火要員ではない警備員？通報する警備員は通報後に初期消火に加わるのか？）⇒違う場合は、説明すること。	<p>許可には「(2) 夜間、休日で火災現場に作業者がいない場合」を記載していますが、資料には「(2) 夜間、休日で火災現場に作業者がいない場合」が記載されていないので、資料の許可から反映すべき事項に追記します。 ①ご理解のとおりです。119番通報が含まれていないのではないかとのことですが、関連下位文書（STD-SC1312「防災組織活動要領」）第47条(1)夜間・休日の初期活動体制、①「b) 通報：警備員の1名が各連絡を行う。」として、2名の警備員のうち1名が各連絡（休日当番者、119番通報、エマージェンシーコール、社内連絡等）を行うこととしています。 ②2名のうちの警備員1名は初期消火要員になります。通報を行うもう一人の警備員は警備所に詰めて、各連絡や防災組織の招集者への対応等の警備業務を行います。</p>
0826-33	5-16 設計想定事象対応の資機材について、「配備する」という記載はあるが、「指定された場所で保管管理する」という「保管管理」の記載がないので追記すること。（配備したうえで、適切に保管管理（維持）するということを明確にして欲しい）	<p>拝承 保安規定添付1及び下部規定に「保管管理する」旨を追記します。</p>
0826-34	7-1 「Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力（水平震度0.6G）に対して、転倒及び落下を防止する。」に関して、どの様に管理するのか説明すること。	<p>担当部門である環境保全課の要領書で以下の様に規定しています。 ・ドラム缶は、段積み毎にパレットに入れて横同士を連結ボルトで固定、縦方向をターンバックルで固縛する。 ・角形容器は、鉛直方向、水平方向をベルトスリングで固縛し上下の横ずれを防止するためのストッパを設置する。タイプによっては、容器間に滑る防止のネオプレンゴムを入れる。</p>
0826-35	9-1 保安規定関連条項の2.1(4)③で「必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。」とあるが、停止すると判断する場合の根拠について説明すること。	<p>降下火砕物により外気取入口の閉塞、または給気フィルタ破損により建物内に侵入した降下火砕物による気体廃棄設備等への影響を考慮し、加工設備本体を停止した上で気体廃棄設備を停止することがあります。</p>

No.	コメント	コメントへの回答													
0826-36	9-1 建物の実耐力を示す添付1は、降下火砕物と降雨の組合せも考慮されたものとなっているのか。	<p>降下火砕物については、湿潤密度で建物の実耐力を評価していますので、考慮しています。</p> <p style="text-align: center;">建物の実耐力</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物</th> <th rowspan="2">屋根構造</th> <th colspan="3">降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力</th> </tr> <tr> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm³</th> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm³</th> <th>積雪 密度 0.2g/cm³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫</td> <td>鉄筋 コン クリ ート</td> <td>28cm 相当</td> <td>20cm 相当</td> <td>168cm 相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新規制基準適合のため屋根の工事を予定している建物については、工事完了後に除去の対象とする。</p>	建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力			降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³	加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当
建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力													
		降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³											
加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当											
0826-37	9-3 竜巻対策でのNDCと三菱マテリアルに対する竜巻飛来物になり得る車両の移動又は固縛及び防護フェンスの設置について、どの様な取り決めを両社としているのか、準備対応を依頼した場合に具体的に取ってもらう対応を説明すること。	NDCと三菱マテリアルとの間で協定書を交わし、警戒事態となった場合に竜巻影響範囲外への車両の移動等を行って貰います。													
0826-38	9-3 保安規定関連条項の2)ロ) a) に規定されている「防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両」について、対象物とその管理について説明すること。また、2)ロ) e) に規定されている「建物内部の飛来物なり得る設備・機器」について、対象物とその管理について説明のこと。	<p>現在構内に保管してある新規制基準対応工事で出た廃材は、保安規定認可前までに構所外へ搬出し、構所内には防護対象設備に影響を与える飛来物は置かないこととしています。また、飛来物となりえる車両は竜巻影響範囲外へ移動することとします。</p> <p>対象物の台車については、警戒事態が発令された際にワイヤロープやボルトによる固縛を行います。</p>													
0826-39	9-3 「1) 注意喚起」に「発令された場合には」とあるが何が発令された場合か不明確。また、「2) 警戒事態」に相当することはどのように判断するのか不明確。	<p>「1) 注意喚起」については、茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合です。</p> <p>「2) 警戒態勢」の以下を資料から削除してしまっていたので修正します。</p> <p>「加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。」</p>													
0826-40	9-4 各対応の責任者に関して、どの様に規定されているのか読み取れない。	<p>該当箇所の記載を追加します。</p> <p>以下で要領書を整備（要領書を整備するということは定めた事項について実施する責任を持ちます。）します。</p> <p>竜巻対応は、管理総括者が標準書を整備し、竜巻の監視は安全管理課長が実施します。</p> <p>各部門長は、標準書に従い要領書を作成し設備的な対策（台車の固縛等の準備）を行い、注意喚起、警戒事態となった場合は標準書、要領書に従い措置を実施します。</p> <p>訓練に関しては、保安教育・訓練標準に従い、安全管理課長が「保安教育・訓練計画」を作成、管理総括者が承認し、計画に従い各部門で竜巻対策の訓練を実施する予定です。</p>													
0826-41	10-1~10-11 具体的内容をPP規定に飛ばすのは良いが、「PP規定に書いている」ということが保安規定又は標準書で読めるように記載を工夫すること。	<p>拝承</p> <p>SQAS-07に「なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。」を追加します。</p>													
0826-42	10-1~10-11 許可にある具体的な内容（立入制限区域の設定、監視カメラによる監視、証明書等の発行、等）の記載が、保安規定、下部標準から読み取れない。核物質防護規定に規定しているのか。	<p>・立入制限区域の設定、監視カメラによる監視、証明書等の発行、持込物品等の確認等は、STD-SC1101「核燃料物質の加工の事業に係わる核物質防護規定細則」、警備要領（実際に行うのは警備員のため）とそれぞれに記載しています。</p> <p>・持込物品等の確認は、入構管理要領、警備要領（実際に行うのは警備員のため）とそれぞれに記載しています。なお、持込・持出証と入構車両確認表は合わせて運用され、持込・持出証は車両No、運転者等を記載することになっており、こちらも一致しなければ入構することはできません。</p>													
0826-43	11-1 本文に「手動」という文言を入れること。	<p>拝承</p> <p>本文（添付1）に追記します。</p>													
0826-44	11-1 「震度5以上、又は漏水検知警報発報時」とは、「震度5以上の地震発生時、又は工場内漏水検知警報発報時」ということか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>震度5以上の地震発生時に記載を修正します。</p>													
0826-45	12-1 手順書を定めることに関して、どの様に規定されているのか読み取れない。	<p>保安規定関連条項の欄に該当する下記事項を追加します。</p> <p>（保安品質マネジメントシステムの文書化）</p> <p>第5条の2 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときには、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>（3）実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（標準書を含む。）</p> <p>（4）手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p>													
0826-46	12-1、12-2.1 許可での「運転員」は、保安規定では「操作員」で記載が統一されているのか。	<p>その状況に応じ、対応者の呼称を以下のように使い分けています。</p> <p>放射線管理に係るところでは「放射線業務従事者」</p> <p>加工施設の操作に係るところでは「操作員」</p> <p>加工施設の操作以外の作業に係るところでは「作業員」</p> <p>事業許可では原則「運転員」</p>													

No.	コメント	コメントへの回答
0826-47	12-4 「必要に応じて」はどのような場合か説明すること。また、「対応手順を現場に明示する措置を講じる。」の具体的内容について説明すること。	必要に応じての具体的事例を下記に記載します。 「頻度の少ない手動操作」：水素配管への窒素切替え手順を明示 「複雑な手動操作の場合」：ガス配管のバルブの操作手順を明示 下部規定に、「頻度の少ない手動操作、複雑な手動操作等」を追記します。
0826-48	16-1 10 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「施設、…内数として管理する。」について、保安規定関連条項、関連下部標準等において読み取れない。	拝承 下記を追記します。 「(3)化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。」
0826-49	17-1、17-3 添6-17 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「バッチごと」であることが記載されていないが、問題ないか。	チェックタンクに廃液をためて、濃度を測定してOKであることを確認してから排水を下流に流しています。この処理のことを許可ではバッチ処理と呼んでいますので、問題ありません。
0826-50	17-4 173 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「③廃液処理設備(1)からの…放出する。」ことが明示されていないので、保安規定の記載で廃液処理設備(1)について書き分けしている意図を説明すること。	廃液処理設備(1)に関しては、他の廃液処理設備のチェックタンクとは異なり、集水槽(チェック用)の排水を排水口から排水するため記載を分けています。
0826-51	17-4 下部関連標準等の5. ③に廃液処理設備(1)に係る記載がないことについて説明すること。	廃液処理設備(1)につきましては、5. 2②に記載しています。 「②転換課長は、「廃液処理設備(1)(転換工場)の集水槽(チェック用)」における排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。」
0826-52	17-7 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「プラスチックシート等で密封」に関して、どの様に規定されているのか読み取れない。	第75条の2第3号「廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに」のところで読みます。
0826-53	17-7 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「必要に応じて可燃性(年間発生量約300本(200ℓドラム缶相当))は焼却処理、不燃性は圧縮減容を行い」と、保安規定別表17との関係を説明すること。	事業許可の「必要に応じて可燃性(年間発生量約300本(200ℓドラム缶相当))は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い」は社内の廃棄物の処理について記載しているものです。 別表第17は他社の放射性固体廃棄物の受入減容処理基準を規定したもので、第75条の2にその旨定めています。
0826-54	18-7 従事者の汚染検査、除染をするための検査室及びシャワー室設置はどこに記載があるのか説明すること。	保安規定第2図(2)管理区域の区分図に記載しています。
0826-55	18-7 別表第4及び第10に管理値を記載している表面密度の値については、線量告示の10分の1である旨が分かるよう、表の抜粋を合わせて記載すること。	拝承 別表第4及び第10を記載します。
0826-56	18-8 一時的に放射性物質濃度が高くなった際の内部被ばく防止措置(半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具の着用)について、保安規定上の記載だと、「課長が必要に応じて防護のための保護具を着用させる」としかなく、不明確なので、記載を充実させること。	拝承 下記を追記します。 「4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定する。」
0826-57	18-8 一時的に放射性物質濃度が高くなった際のダストサンブラでの測定について記載がないので追加すること。	拝承 下記を追記します。 「4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定する。」
0826-58	18-14 加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容に記載されている「万一異常放出があった場合及び必要に応じて」については、異常時の測定なので、第54条では読み取れないのではないか。	拝承 保安規定第54条第2項及び第85条で読みますので、第85条を追記します。
0826-59	18-14 周辺監視区域境界付近のモニタリングポストの位置について図を付ける事。	拝承 「第2図(1)敷地内配置及び周辺監視区域」に、モニタリングポストの位置(MNF局、NDC局)を明記します。
0826-60	18-16 別表12の数字がASTMに基づき設定されていることを説明すること。	以下のとおりです。 別表第12第1項の表(当面取扱い予定がなかったことから、削除予定であったが補正申請にて戻す)は、事業許可(平成4年12月18日付け4安(核規)第512号)にて許可されたもので、再生濃縮ウランの仕様を、燃料製造時のウラン同位体組成等の条件、原子炉での燃焼条件、再処理工場での冷却期間、除染係数、転換工場での除染係数、濃縮工場での濃縮係数等を保守側に考慮して設定した受入仕様です。 別表第12の2の表は、事業許可(平成6年10月6日付け6安(核規)第576号)にて許可されたもので、ASTM(米国材料試験協会)の濃縮六ふっ化ウランの仕様に基づく受入仕様及び濃縮工場での濃縮時における再生濃縮ウランによるコンタミネーションを考慮した仕様です。
0826-61	18-19 許可の「再生濃縮ウランを貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に…次項a項に規定する値を用いて得られる上限値」と保安規定別表13-1、13-2の関係を説明すること。	拝承 事業許可の「再生濃縮ウランを貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に…次項a項に規定する値を用いて得られる上限値」とは(添六)-8ページの表となります。この表と保安規定別表13-1、13-2が対応しています。

No.	コメント	コメントへの回答
0826-62	17-6、18-20 ダストモニタの記載で、許可でいう「連続的に監視」の「連続」が読めるように記載すること。	拝承 以下のように修正します。 「安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。」
0826-63	17-8 保安規定関連条項の別表第7*1の記載は、「加工施設の井戸水、…」ではなく、「加工施設周辺の井戸水、…」ではないか。	拝承 資料の記載を適正化します。
0826-64	20-2 7日間連続運転させるのに必要な量について、具体的な管理値は、下部標準に規定されているのか。	下部標準に具体的な管理値を記載した下記文書を追記します。 EDP-1105「受変電・配電設備運転要領」 7.4 非常用電源設備の日常巡視点検（1回/日） (1)操業時の日常巡視点検 巡視点検作業は、以下の様式に指定された箇所の巡視点検（非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料（A重油で約29,000L以上、潤滑油で約140L以上）の点検を含む。）を実施し、点検結果を担当者に提出する。
0826-65	22-3 言い回しの問題だが、許可で「体制の整備」といっているので、保安規定や標準書でもその用語で統一して欲しい（「要員の確保」や「要員の配置」ではなく許可に合わせて欲しい）	拝承 許可に合わせて「体制の整備」といたします。
0826-66	<全条>・保安規定中に頻繁に出てくる「管理総括者」とは誰なのか、この者の定義は本文のどこで定めているのか説明すること。	「管理総括者」は保安規定第17条（2）に定めています。 （職務） 第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。 （2）管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。 「管理者」は保安規定第6条の8に定めています。 （管理者） 第6条の8 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、保安品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）
0826-67	<第89条>・「管理総括者」が定める設計想定事象に係る加工施設の保全に関する標準書を「承認」するのは誰か。・標準書の作成・承認プロセスと各ポイントでの承認権限者を明確に説明すること。	標準書の「承認」につきましては、管理総括者が行います。 標準書の作成・承認プロセスは、以下となります。 ①各保安組織の部長が起案し、起案した部長以外の安全・品質保証部長、製造部長、生産管理部長、輸送・サービス部長、東海工場長が検討し、その検討結果を管理総括者が一次評価として評価する。 ②安全衛生委員会に諮問する。安全衛生委員会でコメントを受けた場合は、コメントの処置に対して管理総括者が2次評価を行う。コメントがない場合は2次評価は省略する。 ③安全衛生委員会から答申された後、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理総括者が承認する。
0826-68	<第90条、第91条、添付1>・第90条では、「（要約）事象発生時の保全活動を担当部長が評価、管理総括者がその評価の内容を評価し、必要に応じて標準書を改訂する」とあるが、この記載だと事象が起きないと標準書の内容を見直さないと見えるが、ここで整備される設計想定事象関連の標準書については、定期的なレビューはしないのか。	担当部長（安全・品質保証部長）が制定/改訂から3年以内に見直しを行います。（「SQAS-02 保安文書管理標準」にて規定しています。）
0826-69	<P図29 第5図>・第5図では「第11条に定める標準書」とあるが、第11条に「標準書」というワードが記載されておらず、条文と図の紐づけが不明確。⇒8条じゃないのか。	初回申請にて第8条に修正済です。
0826-70	<図13～15>・解像度が悪く不鮮明、可能なら記載の適正化として明瞭な図面と差し替えること。	拝承 差し替えます。
0826-71	<その他>・モニタリングポストの位置図を添付すること。（発電炉等だと防災関係で設置するモニポと合わせて事業者所有のモニポ位置図が普通添付されている。）	拝承 モニタリングポストの位置を明記します。
0826-72	全体 許可と保安規定で専門用語が違うことへの対応がない。	拝承 許可のソフト案件について抽出し、該当する保安規定の用語について見直します。
0826-73	全体 本文や別表の文字の色や斜体について、誤りが散見されるので、全体を再確認すること。	拝承 全体の記載について見直します。（凡例を再検討します）
0826-①-追1	添付2 表-1の警備員（放射線管理班）と表-2の警備員（ ）なしの違いを説明のこと。	表-1はUF6漏えい初動対応における放射線管理班の活動（HF濃度モニタリング対応）のため、「（放射線管理班）」を記載しています
0826-①-追2	資機材の配備について、添付2には「別表第20に示す」記載があるが、添付1の資機材の整備にも「別表第20に示す」旨記載してはどうか。	拝承 添付1にも「別表第20に示す」旨を記載します。